

日本臨床免疫学会細則・内規

◆名誉会員推薦細則

名誉会員は本会の正会員で次の各項のいずれかに該当する場合にその会員の内意を得て理事会が推薦し評議員会の承認を得るものとする。

1. 歴代の本学会長で本学会の役員を勇退した場合。
2. 理事、監事として本学会に貢献し本学会の役員を勇退した場合。
3. その他本学会に特に功労のあった場合。

◆理事会内規

1. 理事会は、理事長、理事、監事および年次学術集会会長をもって構成される。
2. 理事は理事候補者の中から評議員による選挙によって選出される。選挙は別に定める理事選挙内規により実施する。
3. 理事の任期は3年とし、再任は妨げない。
4. 理事会は、専門分野のバランスを鑑み4名の理事を追加指名することができる。
5. 理事長は副理事長を指名することができ、副理事長は理事長の職務を代行することができる。
6. 理事に欠員が生じた場合には、その年の理事選挙の次点のものが理事となる。但し、任期は前任者の残任期間とする。

◆理事長選出内規

1. 評議員による選挙で選任された新理事は、新理事会を開催し、理事長を選定する。
2. 新理事の中から自薦・他薦により理事長候補者を募る。
3. 理事長候補者は任期中における本学会の運営に関する所信を述べ、質問に答える。
4. すべての候補者の所信表明並びに質疑応答が終了した後に、新理事による単記無記名投票を行う。候補者が1名の場合でも信任投票を行う。
5. 有効投票数の過半数を得た者を新理事長として選定する。白票も有効投票数に加える。
6. 前項の投票において、過半数を得た候補者のないときは、当該投票における上位の得票候補者2人について決選投票を行い、多数を得た候補者を新理事長として選出する。白票は有効投票数には加えない。

7. 前項の決選投票において、得票数が同数の場合は、くじ引きにより新理事長を決定する。

◆理事選挙内規

1. 本選挙の開催年度に、理事会が評議員の中から選挙管理委員を指名し、選挙管理委員会を組織する。但し、選挙管理委員も理事選挙権を有す。
2. 就任時(1月1日現在)満62歳以下の評議員が立候補することにより、理事候補者となる。
3. 立候補する者は、学会所定の「履歴書」「所信表明」を提出するものとする。
4. 投票は評議員による無記名5名連記の投票とし、得票数上位11名が次期理事となる。
5. 同数得票者が生じた場合には、年少者を上位とする。
6. 開票は、選挙管理委員会の立会いのもと実施する。
7. その他、投票について疑義が生じた場合には、選挙管理委員会の責任において判断し対応する。

◆評議員会内規

1. 評議員の候補者は評議員2名の推薦によるが、理事会においてこれを審議の上、評議員会の議を経て総会の承認を得て選出される。
2. 評議員の任期は3年とし重任を妨げない。理由なくして評議員会を引き続き3回以上欠席し、あるいは会員の資格を失った場合には自動的に解任されるものとする。
3. 新評議員候補者は、履歴書、学会が指定する書式に則った業績目録および現役評議員2名による推薦状を理事長宛に、学会が定める指定期日までに提出するものとする。なお、評議員の候補者は5年以上継続している会員歴を必要とする。ただし、特例として会員歴5年に満たなくとも特に適任と考えられた者を理事会で推薦し、評議員会の議を経て、総会の承認を得た上で評議員とすることができる。
4. 評議員の数は会員の10%程度とする。

◆各種委員会内規

1. 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 理事1名以上
 - (2) 臨床免疫学領域に関し経験、識見が豊かな会員
 - (3) 委員長が特に必要と認める非会員
2. 委員長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
3. 委員は、委員長の推薦をもとに理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4. 委嘱状は委員長が必要と判断する場合に発行する。
5. その他は各委員会の規則に従う。

◆プログラム委員会内規

1. プログラム委員会は、学術集会会長の諮問に応じ、学術集会の宿題、シンポジウム、ワークショップ等の題目および担当者の選定にあたる。
2. プログラム委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学術集会会長と事務局長
 - (2) 前学術集会会長と前事務局長
 - (3) 常設プログラム委員
 - (4) 学術集会会長が必要と認める会員
3. プログラム委員会の委員長は学術集会会長が兼ねる。
4. 委員長は随時委員会を招集することができる。

◆小委員会内規

1. 各委員会には、特定事項に関する作業部会として小委員会を置くことができる。
2. 小委員会の設置は、委員長が提案し、理事会の承認を得るものとする。
3. 小委員会の委員長は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 小委員会の委員は、委員長の推薦をもとに理事会の議を経て理事長が委嘱する。
5. 委嘱状は委員長が必要と判断する場合に発行する。
6. その他は各小委員会の規則に従う。